

岐阜県公報

号外(八) 平成二十二年 四月 一日

目次

規則

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ 一

平成二十二年四月一日

告示

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例施行規則第十二条第二項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務

(同) 六

岐阜県規則第四十四号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

訓令

岐阜県税事務処理規定の一部を改正する訓令

(同) 六

正する。
岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中、「第二条の二第三項本文の規定により」を、「第二条の二第四項本文の規定により岐阜県税事務所長、岐阜県飛騨県税事務所長(以下この条及び次条第一項において「飛騨県税事務所長」という。)又は」に、「自動車税事務所長又は」を、「岐阜県税事務所長若しくは岐阜県飛騨県税事務所、飛騨県税事務所長若しくは岐阜県飛騨県税事務所(以下この項において「飛騨県税事務所」という。)又は自動車税事務所長若しくは」に改め、「、条例第一条の二第四項本文の規定により岐阜県飛騨県税事務所長(以下この条及び次条第一項において「飛騨県税事務所長」という。)に委任されている事項に關しては、飛騨県税事務所長又は岐阜県飛騨県税事務所(以下この項において「飛騨県税事務所」という。)を」を削り、同条第三項中、「(第八十二条の二、第八十二条の三及び第八十二条の五から第八十二条の七までを除く。)」を削り、「第二条の二第四項本文」を、「第二条の二第四項第一号」に改める。
第二条第二項を削る。
第十二条第一項中、「、証紙徴収」を、「及び証紙徴収」に改め、「及び条例第六十八条第一項の規定により納付するもの」を削る。

第十二条の二第二項中「第二十号様式による県税現金納付書によつて、」を「第十七号様式又は第二十号様式により」に改める。

第八十条から第八十二条の七までを次のように改める。

第八十条から第八十二条の七まで 削除

第八十三条の二第一項中「第七十九条の二第三項」を「第七十九条第三項」に改める。

第八十五条の二を削る。

第八十七条の二第二項中「証紙徴収の方法によつて」を「条例第七十八条第二項に規定する方法により」に、「証紙代金収納印の表示によりその税金を払い込む」を「自動車税額に相当する現金を納付する」に改める。

第八十七条の三第二項各号を次のように改める。

一 条例第八十五条の二第二項の規定による自動車税の減免の申請が納期限（条例第七十八条第二項に規定する方法により徴収される自動車税にあつては、自動車税額に相当する現金を納付することとされている時から三十日を経過する日。以下この項及び第七項において同じ。）までにあつた場合、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる額

<p>一 条例第七十八条第一項に規定する方法により徴収する自動車税</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか少ない額</p> <p>イ 税額</p> <p>ロ 四万五千元（条例第七十七条第一項の規定により月割をもつて課税する場合は四万五千元に納税義務が発生した月の翌月から翌年三月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額、同条第二項の規定により月割をもつて課税する場合は四万五千元に四月（同条第一項の規定により月割をもつて課税するときは納税義務が発生した月の翌月）から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額）</p>
<p>二 条例第七十八条第二項に規定する方法により徴収する自動車税</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか少ない額</p> <p>イ 税額</p> <p>ロ 四万五千元に納税義務が発生した月の翌月から翌年三月（条例第七十七条第二項の規定により月割をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額</p>

二 条例第八十五条の二第二項の規定による自動車税の減免の申請が納期限後にあつ

場合 次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる額

<p>一 前号の表一の項上欄に規定する自動車税</p>	<p>前号の表一の項下欄に掲げる額に申請のあつた月の翌月から翌年三月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額</p>
<p>二 前号の表二の項上欄に規定する自動車税</p>	<p>前号の表二の項下欄に掲げる額に申請のあつた月の翌月から翌年三月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額</p>

第八十七条の三第五項中「前項」を「第二項」に改め、同条第六項中「、納期限（証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては、証紙代金収納印の表示によりその税金を払い込むこととされている時から三十日を経過する日）までに」を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の申請書は、納期限までに提出しなければならない。ただし、同項第一号に掲げる者については、この限りでない。

様式目次中 第十七号様式 納付書（納入書）

第十二条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条

第九十六号様式

第九十七号様式

第九十八号様式

証紙代金収納印	号様式 納付書(納入書)	第十二条第一 項、第二項及 び第四項、第 十二条の二第 二項並びに第 二十九条 に、第百号様式 第九十九号様式	第九十九号様式	始動票札	第八十二条及 び第八十五条 の1
第八十一条第 一項及び第八 十五条の二	第百一号様式	第百号様式	第百一号様式	始動票札買受請求(受領)書	第八十二条の 二第一項及び 第八十五条の 二
	第百二号の二様式	第百二号の二様式	第百二号の四様式	収納計器取扱手数料請求書	第八十二条の 二第三項及び 第八十五条の 二
	第百二号の二様式	第百一号の五様式	第百一号の六様式	始動票札返還(交換)申請書	第八十二条の 二第三項及び 第八十五条の 二
		始動票札受払簿		始動票札返納書	第八十二条の 三第三項及び 第八十五条の 二
		誤表示印		第九十六号様式 を から第百一号の 六様式まで 削除	第八十二条の 三第四項及び 第八十五条の 二
		誤表示確認書			第八十二条の 五第一項及び 第八十五条の 二

始動票札買受代金還付請求書

第八十二条の
五第三項及び
第八十五条の

二

第八十二条の

六第一項及び

第八十五条の

二

第八十二条の

六第三項及び

第八十五条の

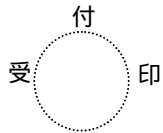
二

収納計器使用状況報告書

に改める。

第十七号様式中「~~第12条~~」を「~~第12条~~」に改める。
第六十五号様式その一を次のように改める。

第65号様式その1 (用紙日本工業規格A4)(第50条関係)



納税証明書交付請求書 (一般用)

年 月 日

岐阜県 県税事務所長 様

申請者 (納税者又は 特別徴収義務者)		住 所 (所在地) 氏 名 (法人にあってはその 名称及び代表者氏名) <フリガナ> 電話番号 () -		
申請代理人		住 所 氏 名 連絡先 電話番号 () -		
証明を受けようとする事項	証明書の 使用目的	建設業関係書類に添付のため 資金借入のため 入札参加資格申請のため その他 ()		
	証明内容及び 対象税目	未納の徴収金がないこと (完納証明)		
		対象 税目	すべての税目 個人事業税	法人県民税・法人事業税 その他の税目 ()
		税額の証明		
		対象 税目	法人県民税・法人事業税	事業年度 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	個人事業税	所得年 平成 年		
	その他の税目()	課税年度 平成 年度		
	滞納処分を受けたことがないこと その他 ()			
証明書の請求枚数	枚	摘 要		
手数料	円			
岐阜県 収入証紙 貼付欄				

- 備考 1 この請求書は、証明を受けようとする税目ごとに作成すること。ただし、未納の徴収金がないこと若しくは滞納処分を受けたことがないことについての証明書又は法人の県民税及び事業税についての証明書の交付を請求するときは、この限りでないこと。
- 2 証明を受けようとする事項欄中、該当する にレを付すこと。
- 3 徴収猶予中のものについては、摘要欄に「徴収猶予中」と記載すること。
- 4 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の岐阜県税条例施行規則第八十七条の三の規定は、平成二十二年四月一日以後に課すべき自動車税について適用し、平成二十二年三月三十一日以前に課する自動車税については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第二百六十五号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所 社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の二	委託内容 自動車取得税・自動車税の申告受付及び収納事務	委託期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
---	--------------------------------	------------------------------------

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、この章（第十六条第一項、第二十七条、第六十八条、第七十条及び第七十一条を除く。）中自動車取得税又は自動車税の賦課徴収並びにこれに関連する事項で条例第二条の二第四項第一号の規定により岐阜県飛騨県税務所長（以下この項、第五項及び第六項並びに第三章第四節において、「飛騨県税務所長」という。）に委任されている事項に関しては、「県税務所長」若しくは「県税務所」又は「徴税吏員」、「分任出納員」若しくは「現金出納員」とは、飛騨県税務所長若しくは岐阜県飛騨県税務所（以下この項、第五項及び第六項において、「飛騨県税務所」という。）又は飛騨県税務所に勤務する徴税吏員、分任出納員若しくは現金収納員をいい、同条第四項第三号の規定により岐阜県岐阜県税務所長（以下この項、次項、第五項及び第二十七条において、「岐阜県税務所長」という。）に委任されている事項に関しては、「県税務所長」若しくは「県税務所」又は「徴税吏員」、「出納員」若しくは「現金収納員」とは、岐阜県税務所長若しくは岐阜県岐阜県税務所（以下この項、次項及び第五項において、「岐阜県税務所」という。）又は岐阜県税務所に勤務する徴税吏員、出納員若しくは現金収納員をいい、条例第二条の二第四項第四号の規定により岐阜県自動車税務所長（以下、「自動車税務所長」という。）に委任されている事項に関しては、「県税務所長」若しくは「県税務所」又は「徴税吏員」、「出納員」若しくは「現金収納員」とは、自動車税務所長若しくは岐阜県自動車税務所（以下、「自動車税務所」という。）又は自動車税務所に勤務する徴税吏員、出納員若しくは現金収納員をいう。

第一条第四項を削り、同条第五項中、「岐阜県岐阜県税務所長（以下この項及び次項において、「岐阜県税務所長」という。）」を「岐阜県税務所長」に、「岐阜県岐阜県

事務所（以下この項及び次項において「岐阜県税事務所」という。）を「岐阜県税事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第二条の第二項本文」を「第二条の第二項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第二十七条第二項中「作成した」の下に「自動車税に係る」を加え、「自動車取得税又は」を削り、同条第三項中「又は自動車税事務所長」を削り、「旧県税事務所長等」と総称するを「旧県税事務所長」というに改め、「自動車取得税又は」を削り、「自動車税事務所長に」を「岐阜県税事務所長に」に改め、同条第四項中「又は自動車税事務所長」を削り、「自動車税事務所長」を「岐阜県税事務所長」に改める。

第四十九条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第五十六条 削除

第一百十条を次のように改める。

第一百十条 削除

「第三十九号の二 自動車取得税・自動車税徴収 第二十七条第三項
別記様式目次中 様式 関係書類等引継（引受）書 及び第四項
第三十九号の三 自動車取得税・自動車税課税 第二十七条第四項
地異動通知書」

「第三十九号の二 自動車税徴収関係書類等引継 第二十七条第三項 式及び
様式 (引受)書 及び第四項 六号様
第三十九号の三 自動車税課税地異動通知書 第二十七条第四項 に、 第百四
十五号様 式 式
第十五号様 削除 式
第百四十 式

第十七号様 証紙代金収納計器始動票札代 第五十六条 式から第百四十
金調定決議・収入命令・振替 七号様式まで

命令・支出命令整理簿

除

「第二百二十四号 証紙代金収納
簿」に
計器始動票札管 第一百十条第一項 を「第二百二十四号 式
に改める。

別記第三十九号様式中「（岐阜県自動車税事務所長）」を削る。
別記第三十九号の二様式「自動車取得税・自動車税徴収関係書類等引継（引受）書」
を「自動車税徴収関係書類等引継（引受）書」に改める。

別記第三十九号の三様式中「自動車取得税・自動車税課税地異動通知書」を「自動車
税課税地異動通知書」に、「自動車取得税又は自動車税」を「自動車税」に改める。

別記第百四十五号様式から第百四十七号様式までを次のように改める。

第145号様式から第147号様式まで 削除

別記第二百二十四号様式を次のように改める。

第224号様式 別記
附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発 行 所

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター